

第16回 岐阜県行政不服審査会 第2部会 議事要旨

- 1 開催日時 令和5年7月25日(火) 9:56～:11:21
- 2 開催場所 岐阜県庁舎 17階 会議室1701会議室
- 3 出席者 岩田尚之会長、池田紀子委員、三谷晋委員
事務局職員 法務・情報公開課 3名
審査庁担当課職員 子ども家庭課 2名

4 議 事

(1) 事 件 名 : 令和5年度諮問第3号

「児童扶養手当法に基づく児童扶養手当支給停止処分(以下の月分に係るもの)に関する件」

- ・平成29年8月分から平成30年3月分まで
- ・平成30年4月分から平成31年3月分まで
- ・平成31年4月分から令和元年10月分まで
- ・令和元年11月分から令和2年3月分まで
- ・令和2年4月分から令和2年10月分まで
- ・令和2年11月分から令和3年10月分まで
- ・令和3年11月分から令和4年3月分まで
- ・令和4年4月分から令和4年10月分まで

審 査 庁 : 岐阜県知事(担当課:健康福祉部子ども・女性局子ども家庭課)

審議の内容 : 審査庁担当課から、諮問事件の内容及び裁決の考え方等について説明を行った。

各委員から、審査庁担当課及び事務局に対する質疑を行った。

審議の結果、本件については、審査庁の判断が妥当との方向で答申を行っていくこととされた。